

■ 入学検定料の返還基準

いったん納入された入学検定料は返還しません。

ただし、次の事由に該当する場合は申請（別途様式あり）により返還することがあります。

- ①入学検定料を納入したが、出願しなかった場合
- ②出願が受理されなかった場合
- ③入学検定料を誤って二重もしくは過剰に納入した場合

返還手続

上記の入学検定料返還申請理由に該当する場合は、「入学検定料返還願」を北里大学入学センターに簡易書留で送付してください。本学が認めた場合は、手数料を除く検定料相当額を指定された口座に返還します。

返還請求受付締切日までに「入学検定料返還願」が提出できない場合、または提出書類の記載に不備、重大な誤りがある場合は、請求を受理しません。

(1) 提出書類：①「入学検定料返還願」(所定様式)

本学ホームページ「受験生サイト」からダウンロードしてください。



(受験生サイト)

②「入学志願票」(右肩に「検定料返還」と朱書きしてください)

*同時に出力される宛名ラベルは使用しないでください。

③入学検定料の領収書 (A4サイズの紙に貼付してください)

- ・コンビニエンスストア……「入学検定料・選考料 取扱明細書」または「領収書(レシート)」
- ・ Pay-easy (ATM) ……「ATM利用明細書」
- ・ ネットバンキング ……「インターネットバンキングの取引明細を印刷したもの」
- ・ クレジットカードの場合は書類不要です。

④返還振込先の口座が確認出来るものの写し (金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が表示されている「通帳表紙」、「キャッシュカード」等をA4サイズにコピーしてください)

(2) 返還請求受付締切日：2021年3月1日(月)必着

(3) 返還時期：2021年3月下旬(予定)